

令和5年度大泉町プレミアム付商品券実施要領

1 発行の目的

プレミアム付商品券を発行し、物価高騰の影響を受けた生活者の家計を支援するとともに消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 発行の内容

- 1) 名 称 令和5年度大泉町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）
- 2) 発 行 者 大泉町商工会（大泉町大字吉田 2467 電話 0276-62-4334）
- 3) 発行総額 1億2千万円（プレミアム分（50%） 4千万円含む）
- 4) 発行部数 16,000セット
- 5) 販売価格 5,000円（500円券×15枚 7,500円分）
A券 飲食店・一般店・大型店 併用
2,500円分（500円券 × 5枚）
B券 飲食店・一般店 併用
3,500円分（500円券 × 7枚）
C券 飲食店専用券
1,500円分（500円券 × 3枚）
- 6) 取扱店舗 下記の「5 取扱店の参加資格」を有し、取扱店登録の申請手続きを済ませた店舗に限る
- 7) 店舗区分 大型店：店舗面積が1,000㎡を超える小売店
カインズ12,117㎡、とりせん4,399㎡、ダイソー1,129㎡ 他
一般店：店舗面積が1,000㎡以下の小売店とその他の業種
飲食店：客の注文に応じ調理した飲食料品等をその場所で
飲食させる店
- 8) 申込方法 はがき又は商工会ホームページ入力フォームによる事前申込み
(16,000セット分を超える申込みがあった場合には抽選)
申込期限：令和5年8月10日(木)まで ※消印有効
- 9) 販売方法
対 象 者：大泉町在住者
販 売 日：令和5年9月30日(土)、10月1日(日)、10月2日(月)
場 所：9月30日(土)、10月1日(日) 大泉町公民館
10月2日(月) 東朋産業いずみの杜
販売上限：1人3セットまで
- 10) 利用期間 令和5年9月30日(土)【販売日】から令和6年2月29日(木)まで

3 取扱における厳守事項

- 1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- 2) 商品券を現金化することはできない。
- 3) 商品券額面に利用金額が満たない場合でも、釣銭は出ない。
- 4) 利用期間を過ぎた商品券は無効とする。
- 5) 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者側ではその責を負わない。

4 商品券の利用対象にならないもの

- 1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・水道料金等の公共料金）
- 2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネー等への交換等の換金性の高いものの購入
- 3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 4) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- 5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- 6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行うものへの支払い
- 7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 8) 不動産又は金融商品
- 9) たばこ

5 取扱店の参加資格

大泉町内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の各号に該当する事業者を除いたもので、大泉町内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行う事業者
- 2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- 3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

- 1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- 2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。偽造防止策が施されていない、色合いが明らかに違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに大泉町商工会まで報告すること。
- 3) 商品券を受け取ったときは、他店ででの再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。

- 4) 商品券の交換及び売買は行わない。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能とする。
- 5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）には使用しないこと。
- 6) 「飲食店・一般店・大型店 併用券」、「飲食店・一般店 併用券」、「飲食店専用券」があり、当該取扱店の該当区分以外の券は受け取らないこと。
- 7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。
- 8) 群馬県暴力団排除条例及び大泉町暴力団排除条例（平成24年大泉町条例第21号）を遵守すること。

7 取扱店登録の申請手続について

1) 申請方法

「令和5年度大泉町プレミアム付商品券実施要領」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要な事項を記入し、大泉町商工会へ郵送又は直接提出する。

※「取扱店登録申請書」は大泉町商工会ホームページおよび大泉町ホームページからダウンロードできます。

提出先：大泉町商工会（大泉町大字吉田2467 電話 0276-62-4334）

2) 申請期限

令和5年8月21日（月）まで

3) 参加登録料

次の区分により「取扱店登録申請書」と一緒に納入してください。

- ① 商工会員 無料
- ② 非商工会員 大型店 30,000円、法人 10,000円、個人 6,000円

4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、大泉町商工会の審査を経て、承認した場合には後日「取扱店証明書」を交付します。

5) その他

- ① 個別の店舗ごとに申し込んでください。大泉町内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。
- ② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。
- ③ 掲示物として、ポスター等を配布します。

8 取扱店の取消等

「令和5年度大泉町プレミアム付商品券実施要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9 換金について

1) 換金可能な町内金融機関

群馬銀行大泉支店、東和銀行大泉支店、桐生信用金庫大泉支店、
館林信用金庫大泉支店、足利小山信用金庫大泉支店

※上記以外の金融機関、大泉町商工会、大泉町役場での換金はできません。

2) 換金方法

上記金融機関へ「使用済商品券（裏面に取扱店名が記入または押印されたもの）」、
「換金振替依頼書」、「取扱店証明書」、「通帳」を持参してください。

※上記金融機関のうち、口座を持っている金融機関で換金を行ってください。

3) 換金期間

令和5年10月2日（月）～令和6年3月8日（金）

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

4) 入金までの日数

換金受付日から7営業日以内に、取扱店名義の口座に換金分の金額が振り込まれます。

10 その他留意事項

1) 「令和5年度大泉町プレミアム付商品券実施要領」に記載されていない事項は、大泉町商工会へお問い合わせください。

2) 取扱店情報（店舗・所在地・業種等）は、「商品券の使えるお店」として、大泉町商工会や大泉町のホームページ・広報紙・リーフレットなどに掲載されることがあります。